

令和 8 年度 近畿北陸学生ヨット 新人戦
帆走指示書

[SP] の表記は、レース委員会が審問なしに標準ペナルティーを与えることができる規則を意味する。レース委員会は抗議することもでき、その場合には審問を経てプロテスト委員会の裁量によりペナルティーが決定される（この帆走指示書の 12.2 および 12.3 参照）。

[NP] の表記は、その規則の違反は艇による抗議の根拠とはならないことを意味する（この帆走指示書の 15.7 参照）。

1. 規則

1.1 本大会には『セーリング競技規則』（以下、「RRS」という）に定義された規則が適用される。ただし、この帆走指示書の各項（以下、「SI」という）で、RRS の一部を変更する。

1.2 RRS 41(a)～(d)に加えて、艇は以下の外部からの援助を受けても RRS 41 に違反しない。

(e) 自チームの他艇からの情報。

1.3 RRS 62.1(b)および(d)を、以下の通り変更する。

(b) 第 2 章の規則に違反した艇（ただし、自チームの艇を除く）、またはその艇を避けている必要があるレース中でない船舶（ただし、自チームの競技者の支援者が乗船している船舶を除く）の行動により被った傷害または物理的損傷。

(d) 規則 2 に基づくペナルティー、または規則 69.2(h)に基づくペナルティーもしくは警告を受けることとなった、艇（ただし、自チームの艇を除く）またはその乗員の行動。

1.4 同じチームの艇間のインシデントで接触がなかった場合、RRS 第 2 章の規則違反に対してのペナルティーは課されない。

1.5 SCIRA 規則の『国内及び国際選手権大会の運営規定』は、同規定 9.1 に定められたレースを行う最大風速に関する規定を除き、適用されない。

[SP] 競技者への通告 競技者への通告は Racing of sailing(以下、「オルグ」という)

[【オルグ】](#)において掲示される。また、本大会に関わる文書・情報は LINE オープンチャットにも情報を展開する。本大会参加者は下の QR コードから LINE オープンチャットに加入すること。登録名は次の通りとする。大会参加者以外の加入を防ぐ目的で、登録名が適切でない場合には陸上本部の判断により当該加入者をオープンチャット上から削除する場合がある。

競技者	「セール No.+ s/c + 氏名」
支援者	「大学名 + 氏名」
レース委員会	「RC/PC + 氏名」

3. 帆走指示書の変更 帆走指示書の変更はそれが発効する当日の 8:30 までに掲示される。ただし、レース 日程の変更は、それが発効する前日の 17:30 までに掲示される。

4. 陸上で発する信号

- 4.1 陸上で発する信号は、大会本部前に設置された信号柱に掲揚され、その通知は LINE オープンチャットで競技者に送られる。
- 4.2 回答旗が陸上で掲揚された場合、RRS レース信号『回答旗』中の「1 分」を「40 分以降」に置き換える。
- 4.3 音響 1 声とともに掲揚される D 旗は、「予告信号は D 旗の掲揚後 40 分以降に発せられる」ことを意味する。

艇は、この信号が発せられるまで、出艇してはならない。

5. クラス旗

クラス旗は以下の通りとする。

クラス	クラス旗	旗色
470 級	470 旗	白地に青色の記章
スナイプ級	スナイプ旗	白地に赤色の記章

6. レース・エリア

[【添付書 D】](#) にレース・エリアの位置を示す。

7. コース

- 7.1 **【添付書 A】** は、通過するマークの順序、それぞれのマークをどちら側に見て通過するかを含むコースを示す。
- 7.2 予告信号以前に、レース委員会信号艇に最初のレグのおおよそのコンパス方位を掲示する。

8. マーク

- 8.1 マーク 1、2 は黄色の円筒形ブイとする。
- 8.2 オフセット・マークはオレンジ色の丸型ブイとする。
- 8.3 スタート・マークは、スターボード端にあるレース委員会信号艇と、ポート端にあるレース委員会艇とする。
- 8.4 フィニッシュ・マークは、青色旗を掲げたレース委員会艇と、黄色の円筒形ブイとする。
- 8.5 SI 10 に規定される「新しいマーク」は、オレンジ色の三角錐形ブイとする。

9. スタート

- 9.1 スタート・ラインは、両端のスタート・マーク上のオレンジ旗を掲揚しているポールの間とする。
- 9.2 **[NP]** 予告信号が発せられていない艇は、他のレースのスタート手順の間、**【添付書 B】** に規定された『スタート・エリア』を回避しなければならない。
- 9.3 スタート信号後 4 分以内にスタートしない艇は、審問なしに『スタートしなかった (DNS)』と記録される。これは RRS A4 および A5 を変更している。
- 9.4 RRS 30.4 に定められたレース委員会による掲示は、両端のスタート・マーク上のプレ・スタート・サイドから見える位置に、次の準備信号が発せられるまで行われる。

10. コースの次のレグの変更

- 10.1 RRS33 に基づきコースの次のレグを変更する場合、レース委員会は、次の対応を行う。
 - (a) SI8 に規定する新しいマークの設置する
 - (b) フィニッシュ・ラインを動かす
 - (c) 風下ゲートを動かす

11. フィニッシュ

フィニッシュ・マークは、青色旗を掲げたレース委員会艇と、黄色の円筒形ブイとする。

ただし、レース委員会がコース短縮の信号を発した場合は、RRS 32.2 の通りとする。

12. ペナルティー方式

12.1 RRS 付則 P が適用される。

12.2 **[SP]** の記された規則に違反した艇に、レース委員会は審問なしに標準ペナルティーを課することができる。これは RRS 63.1 および A5 を変更している。標準ペナルティーを課された艇は、得点略語 STP を用いて記録される。

[SP] の記された規則に対する標準ペナルティーは、レースの予定された初日の 8:00 までに掲示される。レース委員会は、この標準ペナルティーが適切ではないと考えた場合、艇を抗議することもできる。

標準ペナルティーが課された場合、その艇のその規則違反は、艇による抗議の根拠とはならない。これは RRS 60.1(a)を変更している。

13. タイム・リミット、ターゲット・タイムとフィニッシュ・ウィンドウ

13.1 ターゲット・タイム、タイム・リミット、マーク 1 のタイム・リミット、およびフィニッシュ・ウィンドウは以下の通りとする。

クラス	ターゲット・タイム	タイム・リミット	マーク 1 のタイム・リミット	フィニッシュ・ウィンドウ
470 級	45 分	70 分	25 分	15 分
スナイプ級	45 分	70 分	25 分	15 分

ターゲット・タイム通りとならなくても、救済の根拠とはならない。これは RRS 62.1(a)を変更している。

13.2 マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過しなかった場合、レースは中止される。

13.3 レース委員会は、RRS 32.1(a)～(d)に加えて：

- (e) マーク 1 のタイム・リミット内に 1 艇もマーク 1 を通過できそうもない不十分な風の場合、レースを中止することができる。
- (f) ターゲット・タイム内に 1 艇もフィニッシュできそうもない不十分な風の場合、コースを短縮または中止することができる。

13.4 RRS 30 に違反せずスタートしてコースを帆走した最初の艇がフィニッシュした後、フィニッシュ・ウィンドウ内にフィニッシュしない艇は、審問なしに『フィニッシュしなかった (DNF)』と記録される。これは RRS 35、A4 および A5 を変更している。

14. 抗議、救済要求と審問再開要求

今大会では、抗議、救済要求、審問は行わない。ただし、明らかに故意あるいは悪質な違反を認めた場合、レース委員会の裁量により失格またはペナルティを課すことがある。

15. [NP] 安全規定

15.1 乗員の 1 名が LINE オープンチャットから入手できる Google Form に記入することで、艇はチェックアウトまたはチェックインすることができる。チェックアウトとチェックインは、レースの行われる日の 8:00 から受け付ける。

15.2 [SP] 出艇しようとする艇は、その日の最初の予告信号より前にチェックアウトしなければならない。帰着した後その日に再度出艇する前にも、チェックアウトしなければならない。

15.3 [SP] 帰着した艇は、帰着後速やかにチェックインしなければならない。

[SP] 加えて、チェックインはレース委員会がその日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後またはレース委員会がこれ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらから遅い方から 60 分以内に行わなければならない。

15.4 レースからリタイアする艇は、頭上に両腕でバツ印を作ることにより、できるだけ早くレース委員会に伝えなければならない。

[SP] 加えて、リタイアした艇は、オルグ、オープンチャットのノートから手に入る『リタイア報告書』に記入し、電子的に共有することで、以下の通りレース・オフィスに提出しなければならない：

- (a) 水上でリタイアした場合には その日の最終レースに最終艇がフィニッシュした後またはレース委員会がこれ以上レースを行わないという信号を発した後、どちらから遅い方から 60 分に報告しなければならない。

(b) 陸上でリタイアした場合にはできるだけ早く。

15.5 レース委員会は、安全上必要と判断した場合：

(a) 艇が求めなくても艇を救助すること。

(b) 艇に、直ちにリタイアして支援艇・応援艇からの救助を受けるなどの指示をすることができる。艇は、(a) の救助を拒否してはならず、また、(b) の指示に従わなければならない。

この場合のレース委員会の判断の誤りは、艇による救済要求の根拠とはならない。

これは RRS 60.1 (b) を変更している。

15.6 救助を求める必要がある場合には、頭上で手のひらを広げて振り、その意思を表すこと。救助の必要がない場合には、頭上でこぶしを握って振ること。

15.7 艇が転覆状態で、乗員の体が海中にある場合、海域によっては艇を強制救助する場合がある。艇は強制救助を拒否してはならず、艇による救済要求の根拠とはならない。
これは、RRS60.1(b)を変更している。

16. [NP]支援艇

16.1 この帆走指示書の中で用いられる用語『支援艇』は、RRS に定義された『支援者』の乗艇している『船舶』、および、その『船舶』に乗艇している『支援者』を指す。

16.2 支援艇は、水上にいる間：

(a) レース公示14 に基づき貸与された識別旗を目立つように掲揚していなければならない。

(b) 艇および運営艇を妨げてはならない。

16.3 支援艇は、いずれかの艇がレース中の間、【添付書 C】に定める『艇がレースをしているエリア』の外側にいなければならない。

16.4 支援艇は、レース中の艇に引き波の影響を与えてはならない。

16.5 支援艇は、艇の救助要請など安全のために必要と考えられるレース委員会からの妥当な要請に応じなければならない。レース委員会からの要請に応じて行動している支援艇には、SI 16.2(b)、16.3 および 16.4 は適用されない。

16.6 長音 1 声と共に掲揚されたピンク色旗が掲揚されている間、支援艇は、危険な状態にある艇に対して、可能な限りのあらゆる救助をしなければならない。この規則に従って救助している支援艇には、SI 16.2(b)、16.3 および 16.4 は適用されない。

17. ごみの処分

支援艇のない競技者は、運営艇にごみを渡してもよい。

18. 乗員の交代

各艇に4名までクルーを登録することができる。登録されている場合、各レース間での交代を認める。

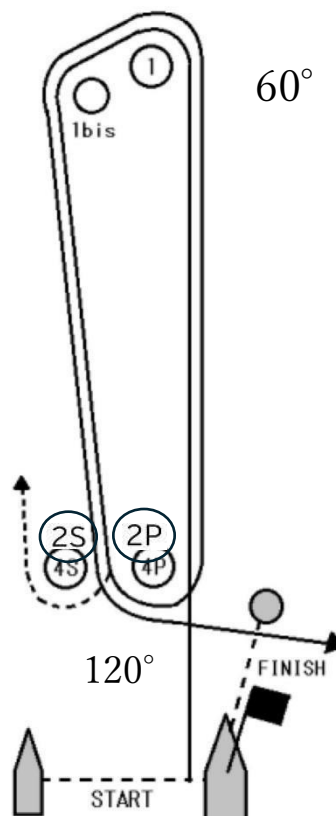
19. 責任の否認

この大会の競技者は、自分自身の責任で参加する。RRS 3『レースすることの決定』参照。主催団体は、大会の前後、期間中に生じた物的損害または人身傷害もしくは死亡によるいかなる責任も負わない。

以上

帆走指示書 添付図 A

コース (SI 7)

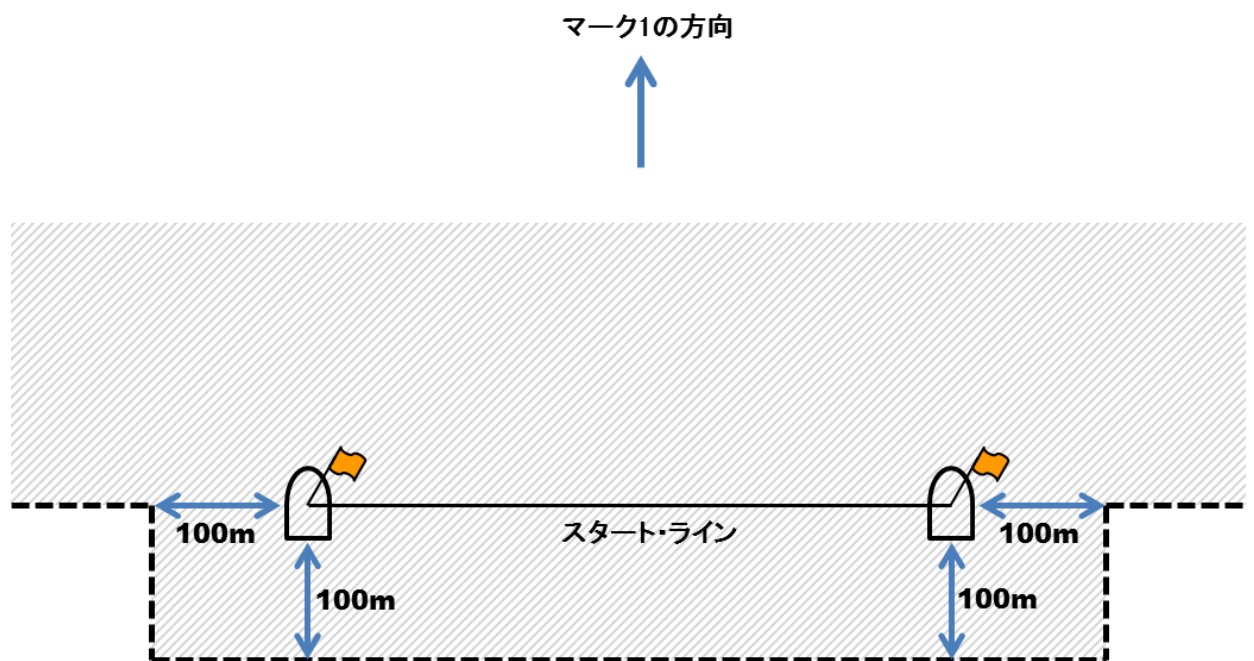


【コース】 start-1-1bis-2P/S-1-1bis-2P-finish

帆走指示書 添付図 B

スタート・エリア (SI 9.2)

『スタート・エリア』は、下図に示した斜線部、ならびに、スタート・ラインおよびその延長線のコース・サイドとする。



帆走指示書 添付図 C

艇がレースをしているエリア (SI 20.3) 『艇がレースをしているエリア』は、以下の通りとする。

1. レース中の艇から 100m 以内
2. 準備信号から、全てのレース中の艇がスタート・ラインを離れるまで、またはレース委員会が延期、ゼネラル・リコールもしくは中止の信号を発するまでの間の、スタート・ラインとスタート・マークから 100m 以内
3. レース中の艇と次のマークとの間
4. レース中の艇が 100m 以内にいるマークから 100m 以内
5. レース中の艇が 100m 以内にいる場合の、フィニッシュ・ラインとフィニッシュ・マークから 100m 以内

帆走指示書 添付書 D

レース・エリア (SI 6)

『レース・エリア』を、以下の図に示す。

